

第 4 次

春日部市防犯のまちづくり推進計画

（令和 6 年度～令和 9 年度）

**令和 6 年 3 月
春 日 部 市**

はじめに

春日部市では、平成20年3月に「春日部市防犯のまちづくり推進条例」を制定し、同条例に基づき「春日部市防犯のまちづくり推進計画」を策定し、防犯のまちづくりを推進してまいりました。



条例制定及び計画策定時の平成20年における本市の刑法犯認知件数は、5,189件を記録しましたが、安心して安全な住みよい地域社会の実現に向け、市、市民、自主防犯活動団体及び警察等の関係機関が一体となり、防犯カメラ設置等のハード面と各種啓発活動等のソフト面の双方から取組を進めた結果、令和4年における本市の刑法犯認知件数は、1,475件まで減少いたしました。

その一方で高齢者等を狙った「特殊詐欺被害件数」は増加傾向であり、「子どもに対する声かけ事案」も高止まりの傾向となっております。さらに、SNSやインターネットの掲示板では、高額報酬をうたう「闇バイト」等の犯罪も発生している状況にあります。これらの状況を踏まえ、引き続き、犯罪から市民の皆様を守るための施策が重要となります。

このたび、前計画の期間満了に伴い、春日部市防犯のまちづくり推進条例に基づき、「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画」、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」、「市民意識調査」及び「犯罪情勢等の変化」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4年間の計画期間として、長期的な目標と総合的な施策の大綱等を定めた第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

市、市民及び事業者等がそれぞれの責務を認識し、連携・協力のもと地域が一体となって防犯のまちづくりを推進し、皆様が安心して安全に暮らすことのできるまちの実現を目指してまいりますので、今後とも皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査へのご協力や貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、並びに熱心なご審議をいただきました春日部市防犯のまちづくり推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

春日部市長 岩谷一弘

目 次

第 1 章 本計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の目標	2

第 2 章 犯罪情勢

1	埼玉県 of 犯罪情勢	3
2	東部地域の犯罪情勢	5
3	春日部市の犯罪情勢	10

第 3 章 第3次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」に基づく取組結果

1	取組と経過	14
2	長期的な目標の達成状況	14
3	取組結果に対する考察	14

第 4 章 市民意識調査について

1	市民意識調査	16
2	自主防犯活動団体に対するアンケート	17

第 5 章 犯罪情勢や市民意識調査における本市の課題

1	本市の犯罪情勢等に基づく現状	20
2	本市の犯罪情勢等に基づく課題	20
3	課題に対する重点ポイント	21

第 6 章 長期的な目標・これからの取組

1	長期的な目標	23
2	総合的な施策の大綱	23
3	施策体系	24
4	主な取組と指標	25

参考資料編

参考資料 1	策定体制	4 1
参考資料 2	春日部市防犯のまちづくり推進条例 . .	4 2
参考資料 3	春日部市防犯のまちづくり推進協議会会議運営要領 . .	4 5
参考資料 4	春日部市防犯のまちづくり推進協議会委員 . .	4 7
参考資料 5	春日部市防犯のまちづくり推進検討会議要綱 . .	4 8
参考資料 6	春日部市防犯のまちづくり推進検討会議委員 . .	4 9
参考資料 7	策定スケジュール	5 0
参考資料 8	諮問について	5 2
参考資料 9	答申について	5 3

第1章 本計画の概要

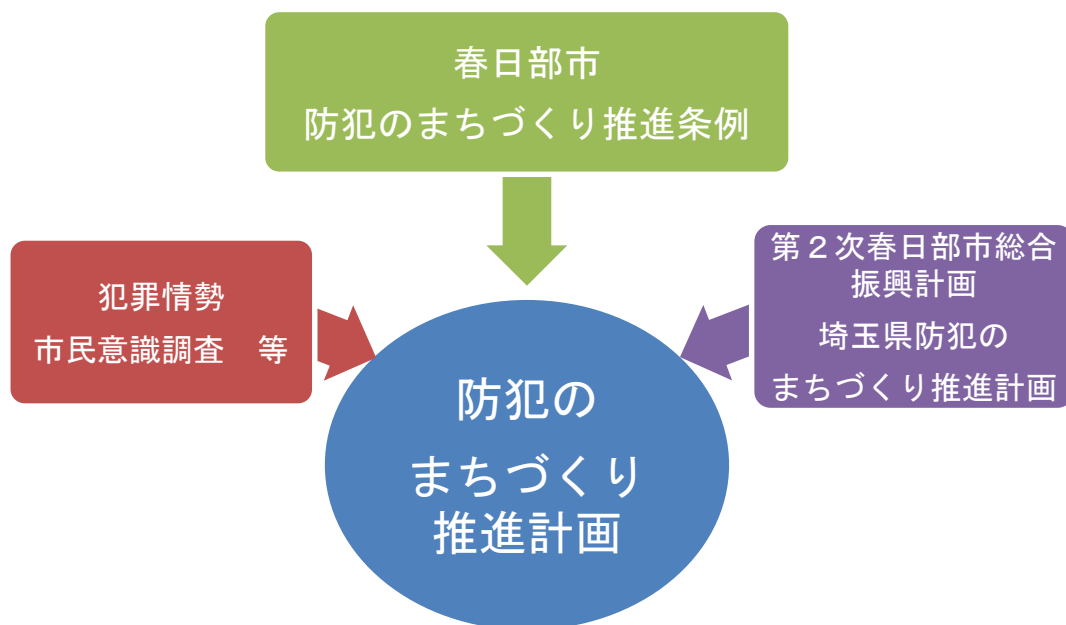
1 計画策定の趣旨

本市では、「春日部市防犯のまちづくり推進条例」を制定し、同条例に基づき「春日部市防犯のまちづくり推進計画」を策定し、安心して安全な住みよい地域社会の実現に向け、これまで市、市民、事業者及び警察等の関係機関が一体となり、各種防犯のまちづくりを推進してまいりました。

このような状況の中、令和5年度をもって、第3次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」の計画期間が満了することから、防犯のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標、総合的な施策の大綱及び必要な事項を定めた新たな第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、犯罪のない安全に暮らせるまちづくりを推進するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「春日部市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、「第2次春日部市総合振興計画」、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」及び犯罪情勢や市民意識調査等を踏まえて策定するものです。



3 計画の期間

第1次から第3次までの「春日部市防犯のまちづくり推進計画」の計画期間は各5年間でしたが、本計画の上位計画である「第2次春日部市総合振興計画」との整合性を図るため、計画期間は4年間（令和6年度～令和9年度）とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化等により計画を取り巻く環境が大幅に変化した場合は、必要に応じて見直しを実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第2次春日部市総合振興計画			後期基本計画				
春日部市 防犯のまちづくり推進計画	第3次計画		第4次計画(本計画)				
埼玉県 防犯のまちづくり推進計画	現計画						

4 計画の目標

令和4年度に実施した市民意識調査では、市の施策のうち「犯罪抑止のまちづくりの推進」が重要度ランキングで第3位となっており、10、20年後の春日部市については、「犯罪のない安全に暮らせるまち」であってほしいとの声が寄せられております。

また、近年の犯罪情勢等は、子どもに対する声かけ事案、女性を対象としたわいせつ事件、高齢者等を狙った特殊詐欺等が依然として発生していることから、地域社会における犯罪が起きにくい環境の整備が必要となっています。

本計画では、以上の状況を踏まえた内容とし、安心して安全な住まい「犯罪のない春日部市」の実現を目指します。



※ 関係機関

- ・ 国、県、警察署
- ・ 市内の犯罪防止活動団体

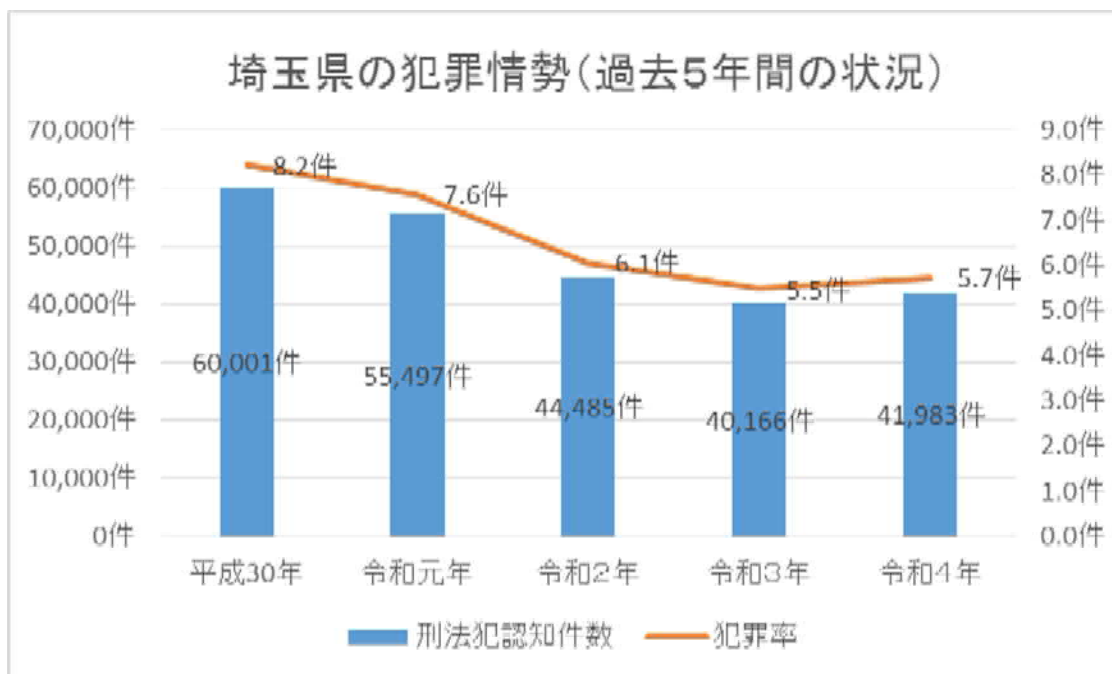
第2章 犯罪情勢

1 埼玉県内の犯罪情勢

(1) 埼玉県の刑法犯認知件数・犯罪率

直近5年間の埼玉県における刑法犯認知件数^(※1)は、平成30年の60,001件以降減少傾向となり、令和4年には41,983件となり、平成30年から約30.0%減少しました。特に令和元年から令和2年にかけては、約19.8%と急激に減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、社会活動が停滞したことによるものと考えられます。

また、埼玉県における犯罪率^(※2)も平成30年の8.2件以降減少傾向となり、令和4年には5.7件となり、平成30年から約30.5%減少しました。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

※1 「刑法犯認知件数」

刑法に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数

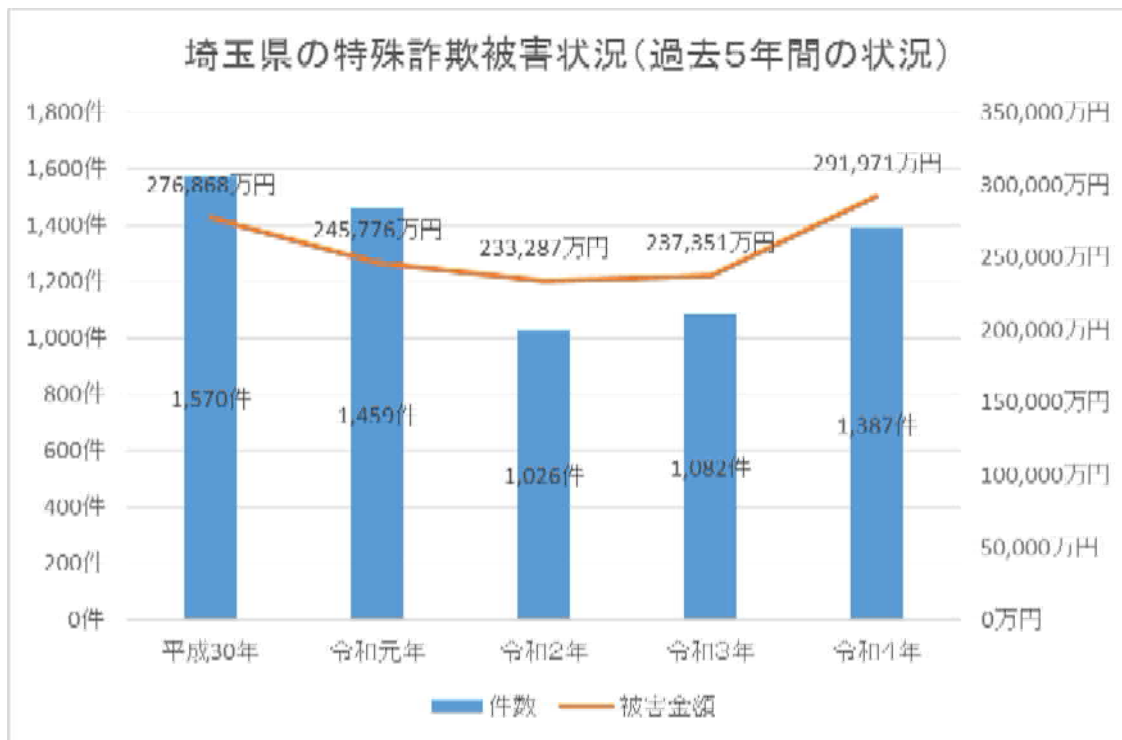
※2 「犯罪率」

本計画では、各年12月末時点の推計人口1,000人あたりの刑法犯認知件数。同数の場合は、小数点第2位以下の数値で順位を決定。

計算式：刑法犯認知件数÷推計人口（各年12月末時点）×1,000

(2) 埼玉県の特殊詐欺被害状況

直近5年間の埼玉県における特殊詐欺^(※3)被害状況は、平成30年の被害件数1,570件、被害金額約27億6,868万円以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、社会活動が停滞した令和2年、令和3年は、減少しましたが、令和4年は被害件数1,387件、被害金額約29億1,971万円と増加に転じています。



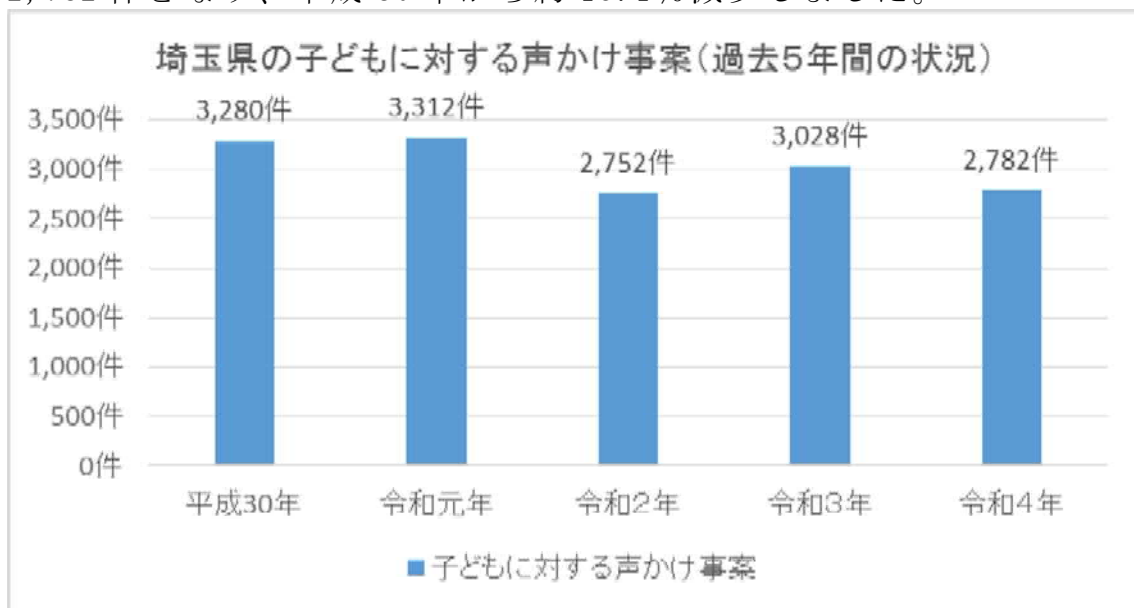
出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

※ 3 「特殊詐欺」

オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の総称で上記 10 種類に分類されている。

（ 3 ） 埼玉県の子どもに対する声かけ事案

直近 5 年間の埼玉県における子どもに対する声かけ事案（※⁴）は、平成 30 年の 3,280 件以降増減を繰り返しながら緩やかに減少し、令和 4 年には 2,782 件となり、平成 30 年から約 15.1% 減少しました。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

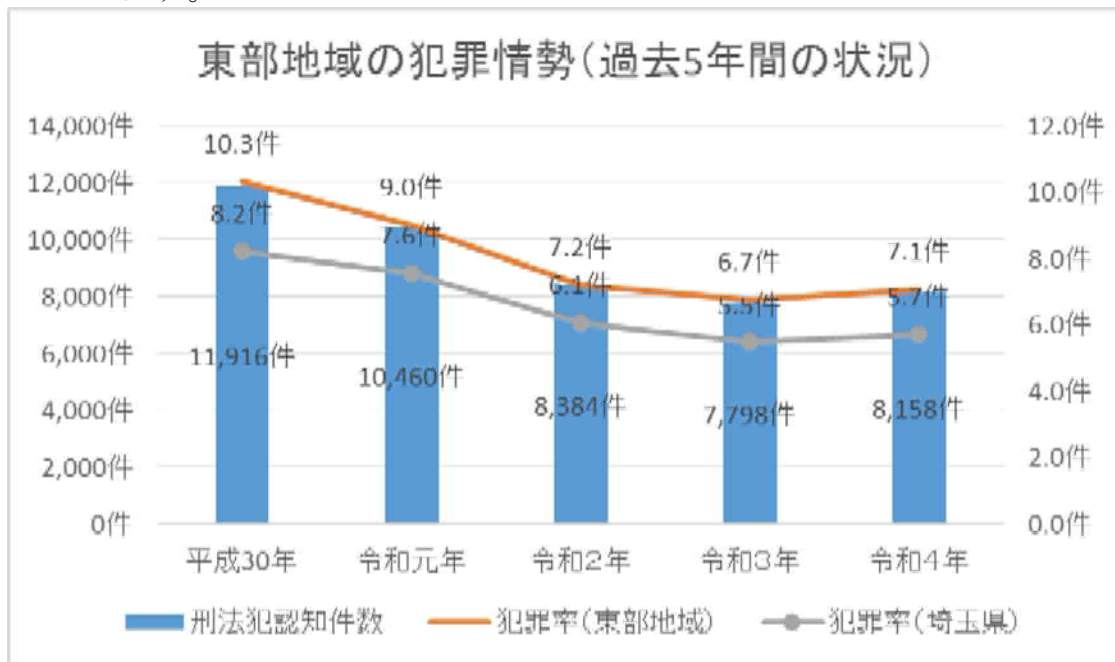
※ 4 「子どもに対する声かけ事案」

18 歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案。なお、刑法犯認知件数には含まれない。

2 東部地域の犯罪情勢

(1) 東部地域の刑法犯認知件数・犯罪率

直近5年間の東部地域^(※5)における刑法犯認知件数は、埼玉県全体の約19.3%を占めています。また、東部地域における犯罪率は、埼玉県平均を上回ることから、東部地域は、比較的犯罪が多い地域ということがわかります。また、東部地域でも吉川市、松伏町を除く5自治体の犯罪率が埼玉県平均を超えています。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

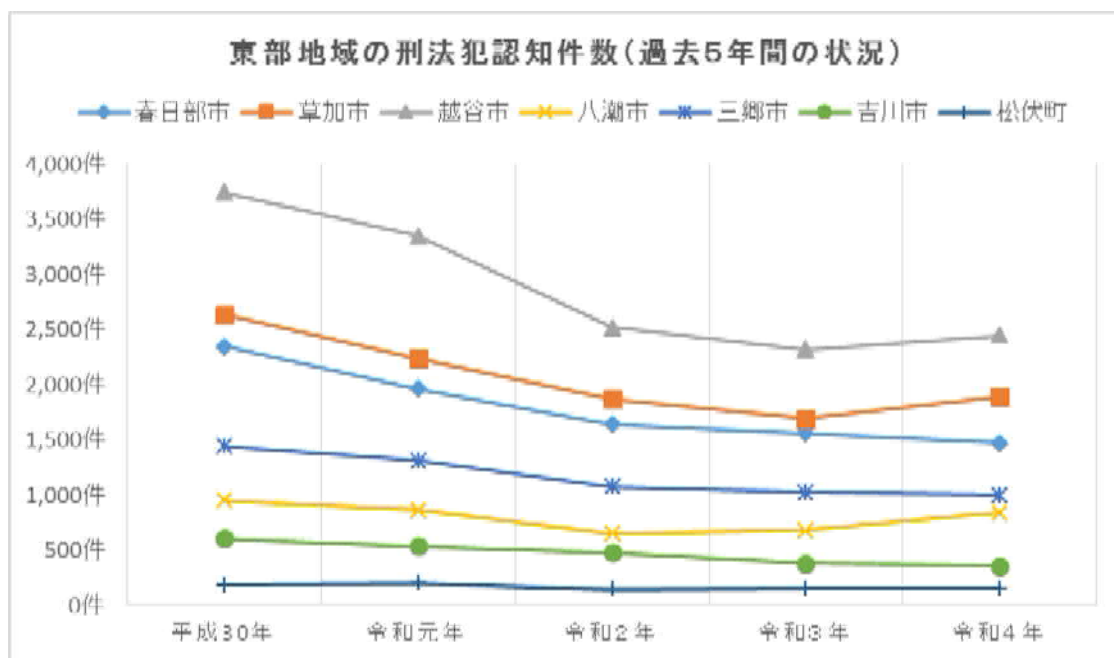
※5 「東部地域」

春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

【東部地域の刑法犯認知件数】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	2,350件	1,959件	1,640件	1,560件	1,475件
草加市	2,637件	2,238件	1,872件	1,690件	1,892件
越谷市	3,746件	3,350件	2,522件	2,319件	2,444件
八潮市	949件	864件	648件	679件	841件
三郷市	1,446件	1,313件	1,078件	1,021件	1,000件
吉川市	603件	535件	478件	382件	359件
松伏町	185件	201件	146件	147件	147件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

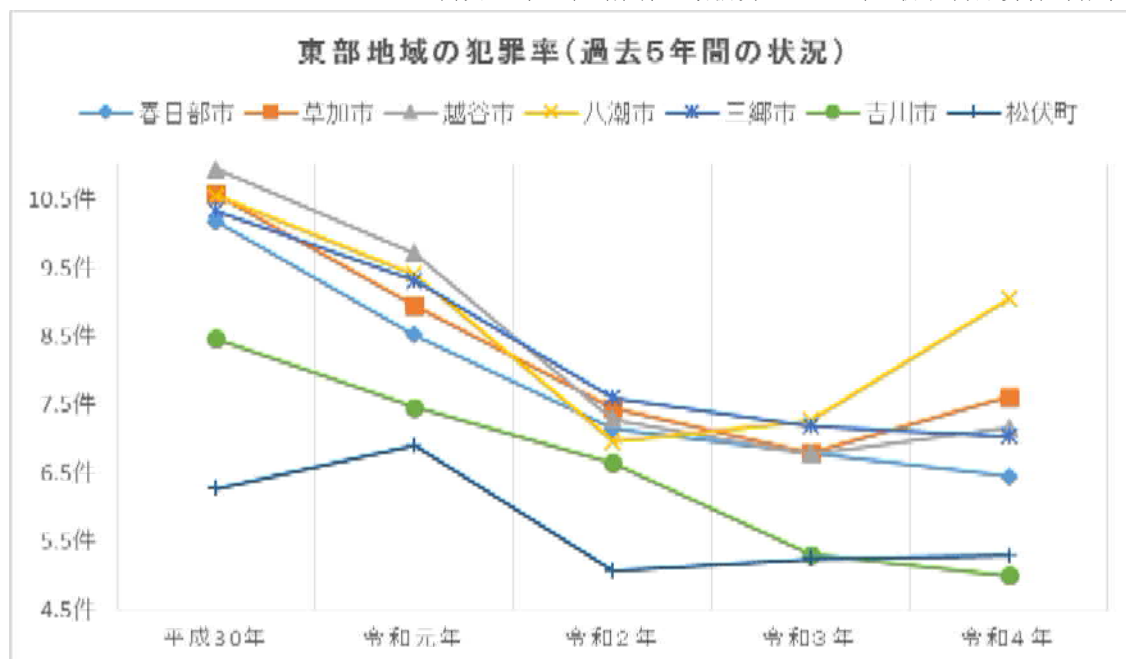


出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

【東部地域の犯罪率】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	10.2件	8.5件	7.1件	6.8件	6.5件
草 加 市	10.6件	9.0件	7.5件	6.8件	7.6件
越 谷 市	10.9件	9.7件	7.3件	6.8件	7.2件
八 潮 市	10.5件	9.4件	7.0件	7.3件	9.0件
三 郷 市	10.3件	9.3件	7.6件	7.2件	7.0件
吉 川 市	8.5件	7.5件	6.7件	5.3件	5.0件
松 伏 町	6.3件	6.9件	5.1件	5.2件	5.3件

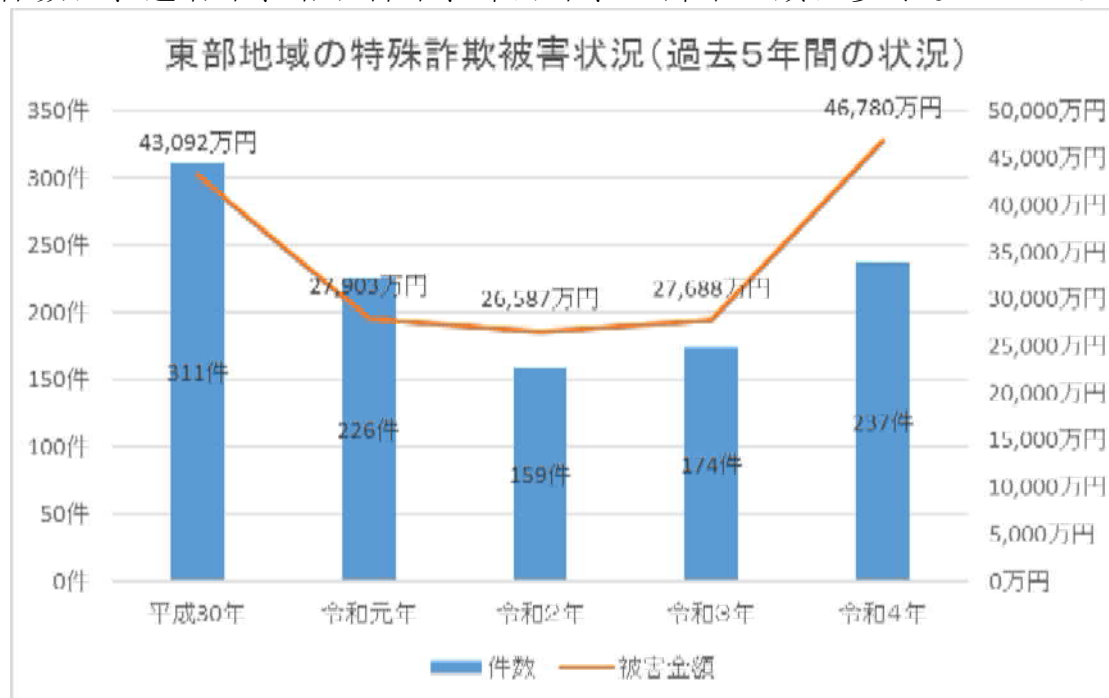
出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

（２）東部地域の特殊詐欺被害状況

直近５年間の東部地域における特殊詐欺被害状況は、埼玉県全体の約19.9%を占めています。また、東部地域における令和４年の特殊詐欺被害件数は、越谷市、春日部市、草加市、三郷市の順に多くなっています。

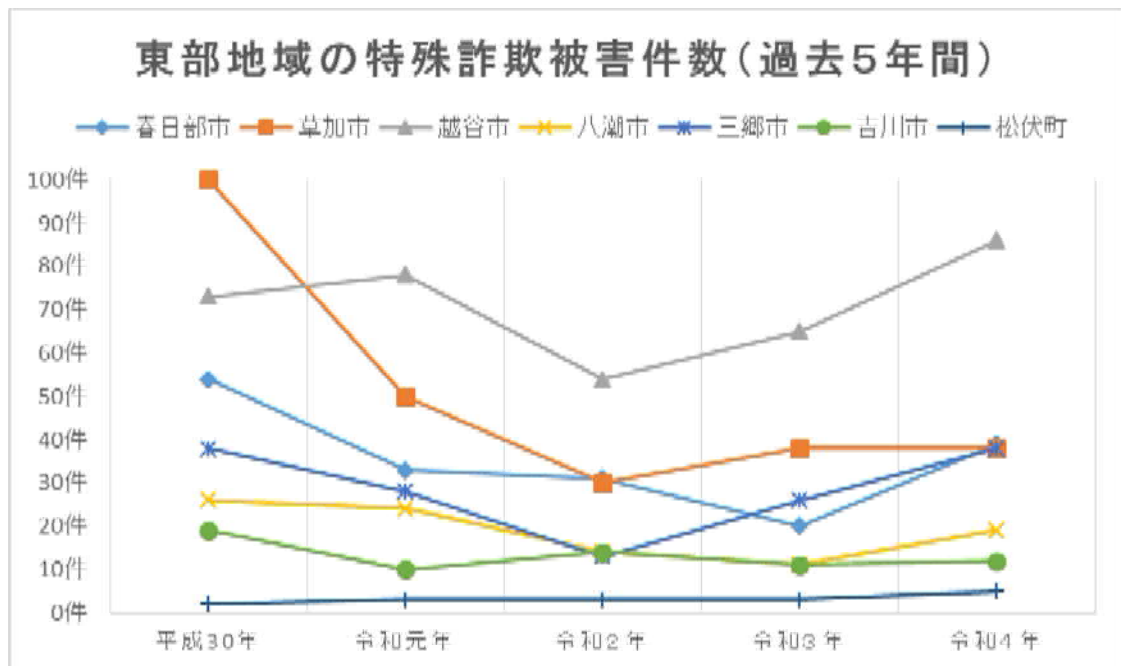


出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

【東部地域の特殊詐欺被害件数】

自治体名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	54件	33件	31件	20件	39件
草加市	100件	50件	30件	38件	38件
越谷市	73件	78件	54件	65件	86件
八潮市	26件	24件	14件	11件	19件
三郷市	38件	28件	13件	26件	38件
吉川市	19件	10件	14件	11件	12件
松伏町	2件	3件	3件	3件	5件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

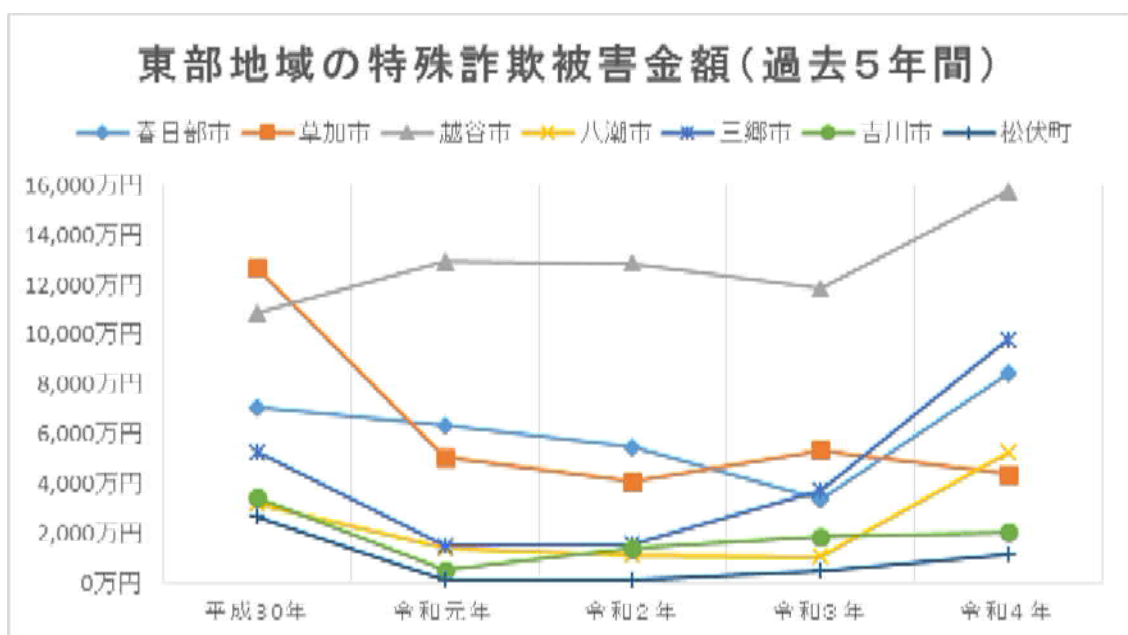


出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

【東部地域の特殊詐欺被害金額】

自治体名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	7,071万円	6,347万円	5,466万円	3,344万円	8,425万円
草加市	12,658万円	5,048万円	4,064万円	5,334万円	4,380万円
越谷市	10,863万円	12,936万円	12,858万円	11,838万円	15,758万円
八潮市	3,176万円	1,392万円	1,121万円	1,073万円	5,238万円
三郷市	5,269万円	1,511万円	1,583万円	3,753万円	9,785万円
吉川市	3,442万円	519万円	1,396万円	1,852万円	2,036万円
松伏町	2,651万円	150万円	100万円	495万円	1,158万円

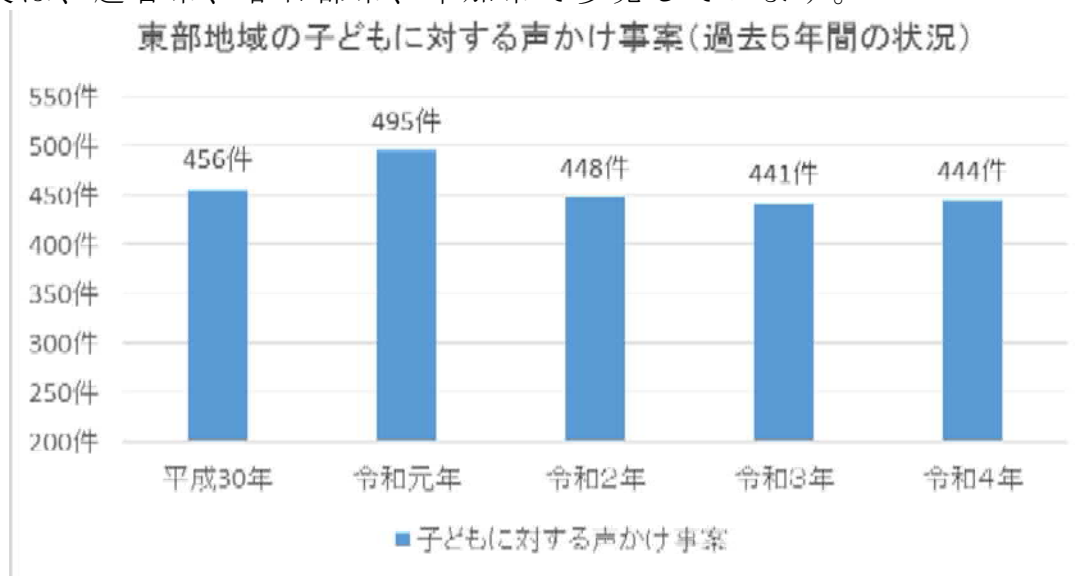
出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

(3) 東部地域の子どもに対する声かけ事案

直近5年間の東部地域における子どもに対する声かけ事案は、埼玉県全体の約15.1%を占めています。また、東部地域における子どもに対する声かけ事案は、越谷市、春日部市、草加市で多発しています。

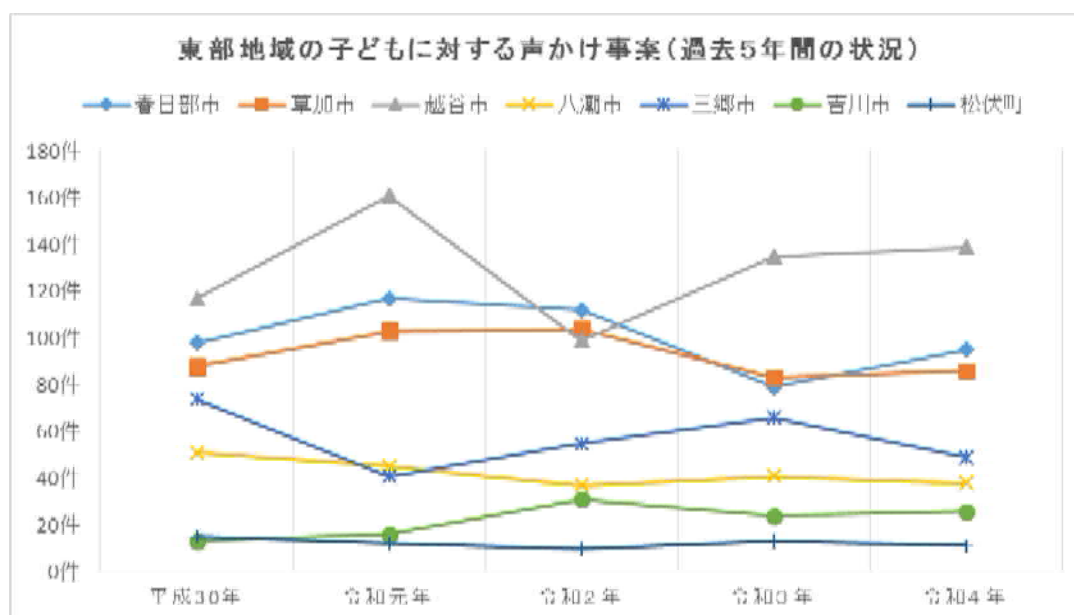


出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

【東部地域の子どもに対する声かけ事案】

自治体名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	98件	117件	112件	79件	95件
草加市	88件	103件	104件	83件	86件
越谷市	117件	161件	99件	135件	139件
八潮市	51件	45件	37件	41件	38件
三郷市	74件	41件	55件	66件	49件
吉川市	13件	16件	31件	24件	26件
松伏町	15件	12件	10件	13件	11件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」



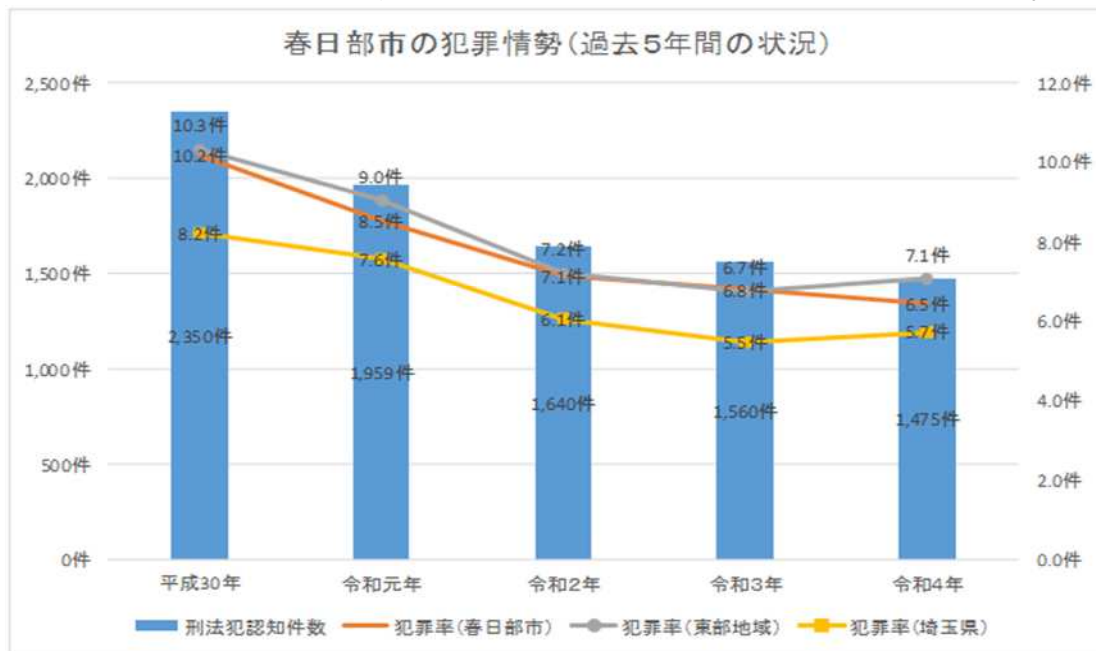
出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

3 春日部市の犯罪情勢

(1) 春日部市の刑法犯認知件数・犯罪率

直近5年間の本市における刑法犯認知件数は、平成30年の2,350件以降減少傾向となり、令和4年には1,475件となり、平成30年から約37.2%減少しました。

また、本市における犯罪率も平成30年の10.2件以降減少傾向となり、令和4年には6.5件となり、平成30年から約36.3%減少しました。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

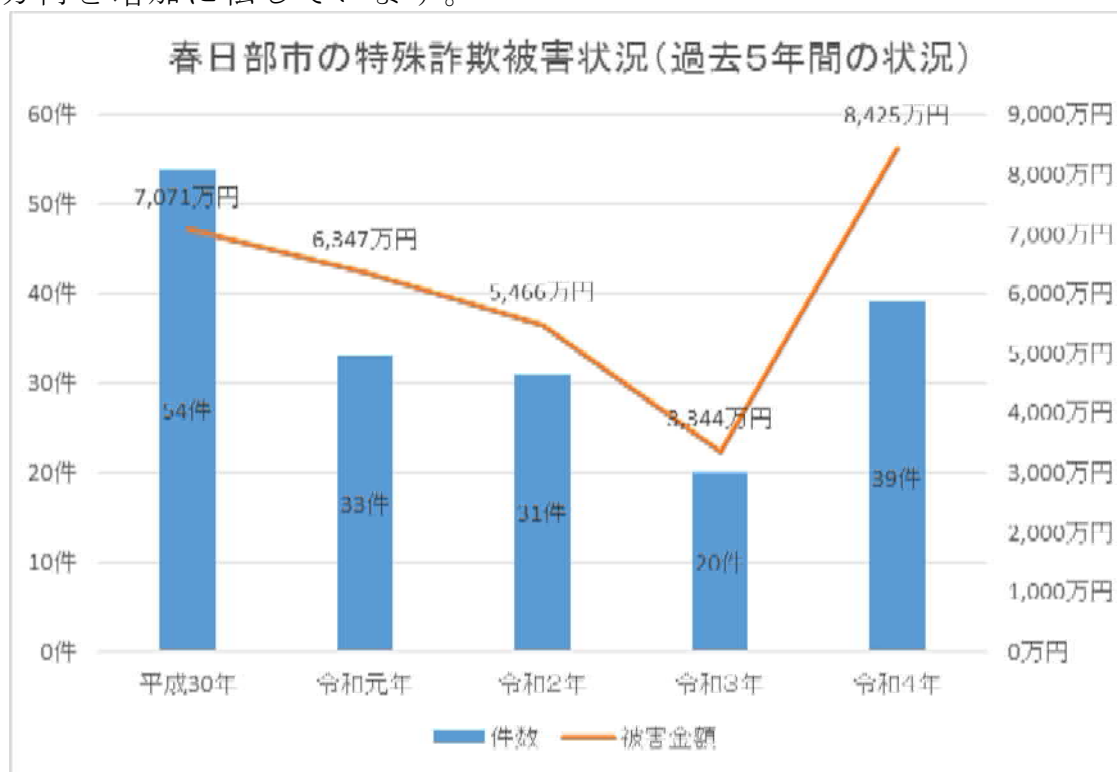
【参考：埼玉県内における犯罪率ワースト順位】

【令和2年】			【令和3年】			【令和4年】		
順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数
1位	蕨市	9.2件	1位	滑川町	9.7件	1位	越生町	10.8件
2位	羽生市	8.0件	2位	羽生市	8.3件	2位	八潮市	9.0件
3位	上里町	7.6件	3位	八潮市	7.3件	3位	蕨市	8.1件
4位	三郷市	7.6件	4位	三郷市	7.2件	7位	草加市	7.6件
5位	草加市	7.5件	5位	蕨市	7.2件	5位	羽生市	7.3件
6位	越谷市	7.3件	6位	春日部市	6.8件	6位	越谷市	7.2件
7位	春日部市	7.1件	7位	草加市	6.8件	7位	戸田市	7.1件
8位	八潮市	7.0件	8位	越谷市	6.8件	8位	三郷市	7.0件
9位	川口市	6.9件	9位	上里町	6.5件	9位	富士見市	6.9件
10位	戸田市	6.8件	10位	川島町	6.3件	10位	川島町	6.9件
						14位	春日部市	6.5件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

（２）春日部市の特殊詐欺被害状況

直近５年間の本市における特殊詐欺被害状況は、平成３０年に被害件数５４件、被害金額７,０７１万円となり、令和３年は被害件数２０件、被害金額３,３４４万円と減少しましたが、令和４年は被害件数３９件、被害金額８,４２５万円と増加に転じています。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

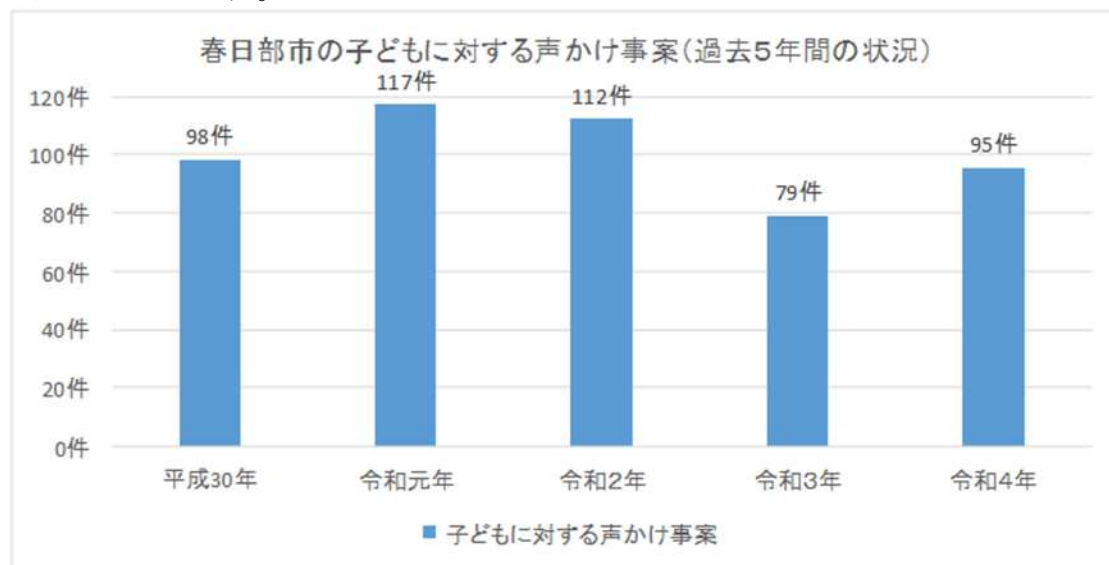
【参考：埼玉県内における特殊詐欺被害件数ワースト順位】

【令和2年】			【令和3年】			【令和4年】		
順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数
1位	さいたま市	163件	1位	さいたま市	201件	1位	さいたま市	266件
2位	川口市	67件	2位	川口市	83件	2位	川口市	95件
3位	越谷市	54件	3位	越谷市	65件	3位	越谷市	86件
4位	川越市	43件	4位	川越市	45件	4位	狭山市	55件
5位	熊谷市	35件	5位	新座市	44件	5位	入間市	52件
6位	所沢市	33件	6位	上尾市	38件	6位	所沢市	48件
6位	狭山市	33件	6位	草加市	38件	7位	上尾市	45件
8位	上尾市	31件	8位	富士見市	30件	8位	春日部市	39件
8位	春日部市	31件	9位	三郷市	26件	9位	川越市	38件
10位	草加市	30件	10位	所沢市	25件	9位	草加市	38件
10位	久喜市	30件	10位	戸田市	25件	9位	三郷市	38件
			17位	春日部市	20件			

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

(3) 春日部市の子どもに対する声かけ事案

直近5年間の本市における子どもに対する声かけ事案は、平成30年の98件以降増減しつつも、令和4年には95件となり、高止まり傾向となっています。また、自治体別の声かけ事案も3年連続でワースト10位以内に入っています。



出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

【参考：埼玉県内における子どもに対する声かけ事案ワースト順位】

【令和2年】			【令和3年】			【令和4年】		
順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数	順位	自治体名	件数
1位	さいたま市	516件	1位	さいたま市	599件	1位	さいたま市	538件
2位	川口市	171件	2位	川口市	216件	2位	川口市	224件
3位	川越市	160件	3位	川越市	172件	3位	川越市	165件
4位	春日部市	112件	4位	越谷市	135件	7位	越谷市	139件
5位	草加市	104件	5位	所沢市	120件	5位	所沢市	128件
6位	所沢市	101件	6位	上尾市	88件	6位	春日部市	95件
7位	越谷市	99件	7位	草加市	83件	7位	草加市	86件
8位	久喜市	86件	8位	春日部市	79件	8位	上尾市	75件
9位	上尾市	76件	9位	深谷市	74件	9位	熊谷市	73件
10位	鴻巣市	72件	10位	熊谷市	71件	10位	新座市	63件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

（４）春日部市の市民に身近な犯罪の状況

直近５年間の本市における市民に身近な犯罪（※５）の状況は、平成３０年の１,２６２件以降減少傾向となり、令和３年には６４４件まで減少しましたが、令和４年には７４４件と増加に転じました。また、市民に身近な犯罪では、自転車盗の被害が最も多く、令和４年では、刑法犯認知件数全体の約２９．７％を占めています。

犯罪	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
路上強盗	2件	2件	0件	0件	0件
ひったくり	11件	3件	5件	2件	2件
オートバイ盗	63件	48件	22件	36件	32件
自転車盗	730件	576件	378件	325件	438件
自動車盗	50件	41件	25件	42件	31件
車上ねらい	182件	145件	99件	110件	82件
部品ねらい	79件	53件	59件	33件	66件
自動販売機ねらい	12件	6件	12件	18件	3件
侵入盗	133件	130件	118件	78件	90件
合計	1,262件	1,004件	718件	644件	744件

出典：埼玉県（東部地域振興センター）「防犯例月資料（各年）」

※５ 「市民に身近な犯罪」

本計画では、路上強盗、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、侵入盗の９罪種を指す。

第3章 第3次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」に基づく取組結果

1 取組と経過

これまで、警察や関係機関・団体等と連携し、街頭啓発活動、防犯講話、市公式SNSを活用した情報発信、防災行政無線等の様々な手法を活用して防犯のまちづくりを実施してきました。

また、自主防犯活動団体^(※6)に対する支援として防犯パトロール用品の提供、安心して安全なまちづくりを推進するために令和元年度から通学路における街頭防犯カメラの設置、高齢者等を特殊詐欺や悪質商法から守るために令和4年度から振り込め詐欺等対策機器購入費補助金^(※7)等を実施してきました。

※6「自主防犯活動団体」

構成員5人以上で、おおむね月1回(年12回)以上、地域で自主的に防犯パトロールや子どもの見守り等の活動を行っている団体。

※7「振り込め詐欺等対策機器購入費補助金」

高齢者を振り込め詐欺や悪質な電話勧誘から守るために、通話録音機能を有する電話または電話に接続する機器を購入する費用を補助する制度。

2 長期的な目標の達成状況

第3次春日部市防犯のまちづくり推進計画では、長期的な目標値を令和5年において犯罪率8.7件と設定し、本市では令和元年に目標を達成しました。また、令和2年以降も継続して達成しております。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
春日部市	10.2件	8.5件	7.1件	6.8件	6.5件
(参考)埼玉県	8.2件	7.6件	6.1件	5.5件	5.7件

3 取組結果に対する考察

第3次春日部市防犯のまちづくり推進計画では、長期的な目標値である犯罪率8.7件を達成するために、毎年度、庁内の「防犯のまちづくり推進検討会議」及び関係団体と連携した「防犯のまちづくり推進協議会」において、実施計画を作成し、現状と取組方針や防犯のまちづくり推進計画事

業実施計画シートの進捗管理等について意見交換を行い、各種施策を推進してきました。

また、地域においては、自主防犯活動団体による防犯パトロールや下校時における子どもの見守り活動、春日部市青色回転灯車防犯パトロール推進会（※⁸）による青色回転灯車防犯パトロール活動等が実施されました。

これらの結果、毎年、犯罪率は減少することとなり、一定の取組成果があったものと考えられます。

※ 8 「春日部市青色回転灯車防犯パトロール推進会」

構成員 5 人以上で、おおむね月 1 回（年 12 回）以上、市が保有している青色回転灯車を使用し、自主的に防犯パトロール活動を行っている団体。

第4章 市民意識調査について

1 市民意識調査

令和4年8月から9月にかけて第2次春日部市総合振興計画に基づく、総合的で計画的なまちづくりを推進していくにあたり、18歳以上で市内の居住者3,000人を対象に市民意識調査を実施しました。

結果報告によると、市の取組全66項目のうち、「犯罪抑止のまちづくりの推進」の満足度は、高い方から5番目でした。また、重要度は、高い方から3番目でした。この結果、「犯罪抑止のまちづくりの推進」は、重点維持分野となることがわかります。

満足度ランキング				重要度ランキング			
順位	分野	取組	満足度	順位	分野	取組	満足度
1	都市基盤	安全で安定した水の供給	30.9%	1	福祉・保健・医療	市立医療センターの基幹機能の充実	52.7%
2	都市基盤	環境と暮らしを支える公共下水道の充実	29.2%	2	環境・防災・生活	消防・救急・救助体制の充実・強化	48.8%
3	福祉・保健・医療	市立医療センターの基幹機能の充実	27.0%	3	環境・防災・生活	犯罪抑止のまちづくりの推進	47.9%
4	都市基盤	総合的な治水対策の推進	26.5%	4	都市基盤	安全で安定した水の供給	47.7%
5	環境・防災・生活	犯罪抑止のまちづくりの推進	23.3%	4	都市基盤	環境と暮らしを支える公共下水道の充実	47.7%
6	環境・防災・生活	交通安全対策の推進	22.2%	6	都市基盤	総合的な治水対策の推進	47.6%
7	都市基盤	円滑に移動できる幹線道路の整備	21.2%	7	都市基盤	安心・安全に通行できる生活道路の整備	46.6%
8	福祉・保健・医療	地域医療提供体制の充実	20.5%	8	福祉・保健・医療	地域医療提供体制の充実	45.9%
9	環境・防災・生活	地域の防災力の確立	20.4%	9	都市基盤	円滑に移動できる幹線道路の整備	45.8%
10	環境・防災・生活	安全・安心で豊かな消費生活の推進	20.1%	10	環境・防災・生活	交通安全対策の推進	44.1%

出典：令和4年度「市民意識調査 転出者・転入者アンケート【結果報告書】」

また、「お住まいの地域で、住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか（回答は3つまで）」という設問では、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が51.3%と第1位となり、防犯や防災への取組への関心の高さがわかった結果となりました。

順位	回答項目	割合
1	防犯や防災など地域の安全を守ること	51.3%
2	高齢者世帯の生活支援	29.6%
3	高齢者の社会参加や生きがいづくり	25.3%
4	共働き家庭の子育て支援	14.5%
5	生活習慣病予防など健康づくりへの取組	12.7%
6	母子家庭や父子家庭の子育て支援	47.6%
7	都市基盤	46.6%
8	福祉・保健・医療	45.9%
9	都市基盤	45.8%
10	環境・防災・生活	44.1%

※回答者：1,321人 回答率：44.0%

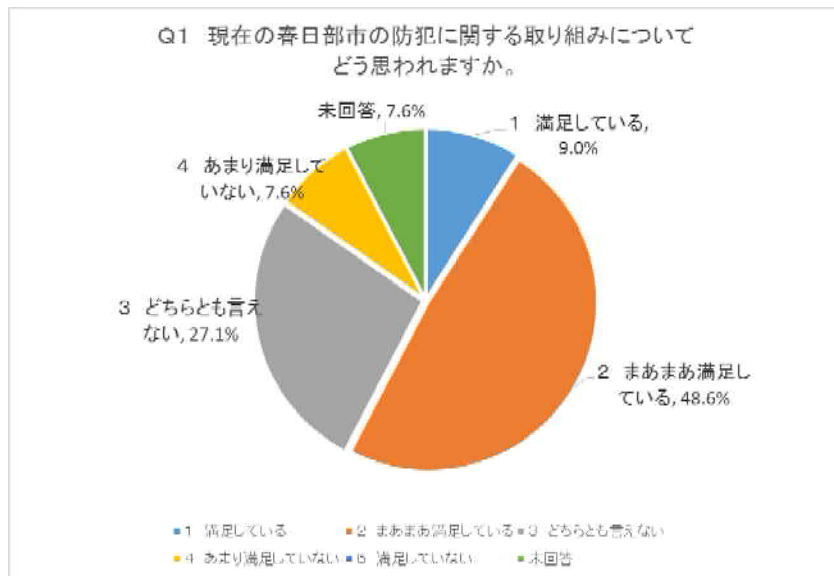
出典：令和4年度「市民意識調査 転出者・転入者アンケート【結果報告書】」

2 自主防犯活動団体に対するアンケート

令和５年４月から５月にかけて自主防犯活動団体 176 団体を対象にアンケート調査を実施しました。

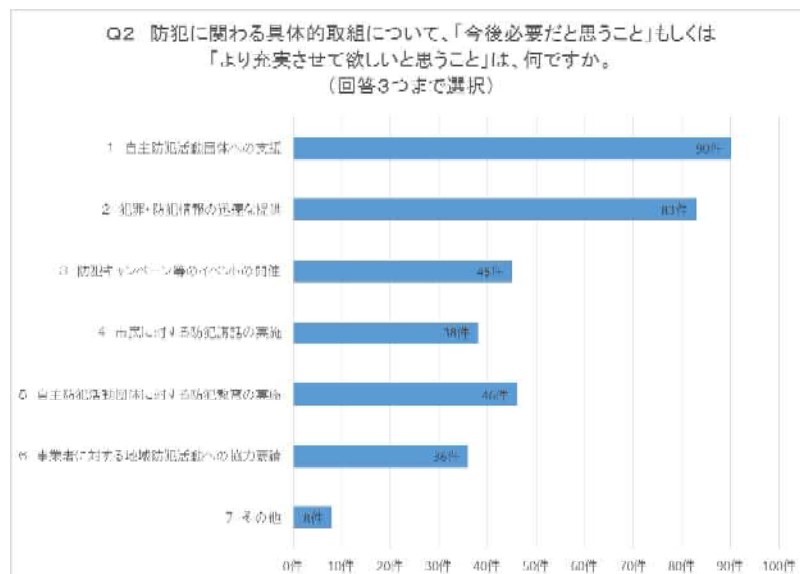
※回答者：144 団体 回答率：81.8%

実施結果によると、「Q 1 現在の春日部市の防犯に関する取り組みについてどう思われますか。」という設問では、「満足している」、「まあまあ満足している」を合わせて 57.6%でした。



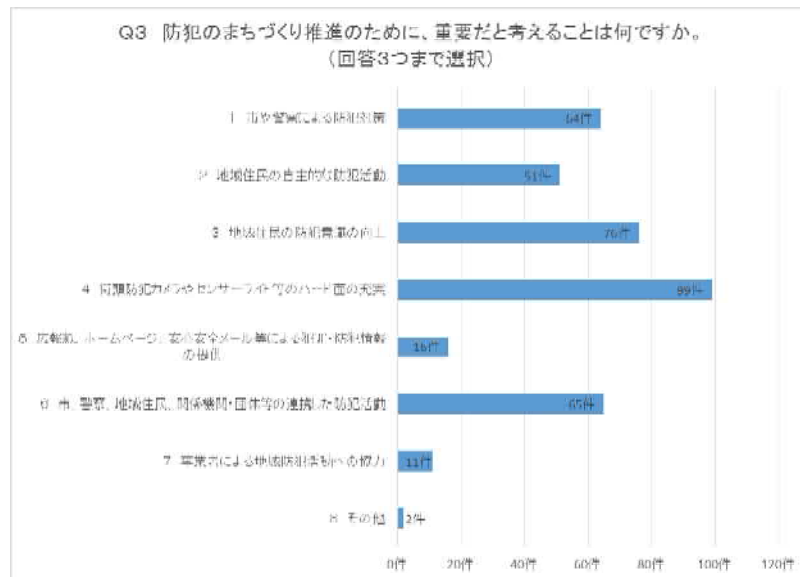
※回答数：144

また、「Q 2 防犯に関わる具体的取組について、今後必要だと思うこともしくはより充実させて欲しいと思うことは何ですか。」という設問では、「自主防犯活動団体への支援」、「犯罪・防犯情報の迅速な提供」の順に高い結果となりました。



※回答数：346

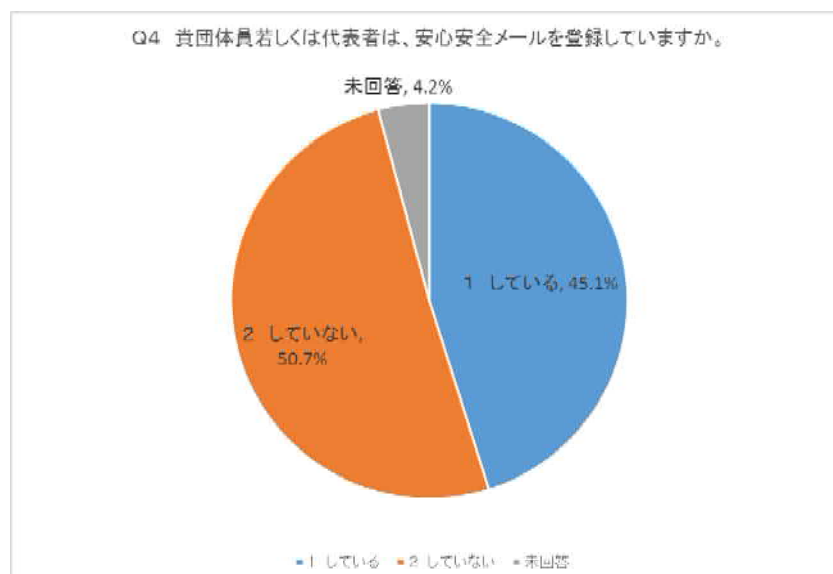
「Q3 防犯のまちづくり推進のために、重要だと考えることは何ですか。」という設問では、「街頭防犯カメラやセンサーライト等のハード面の充実」が99件、「地域住民の防犯意識の向上」が76件と特に防犯カメラ等のハード面の整備が求められていることがわかりました。



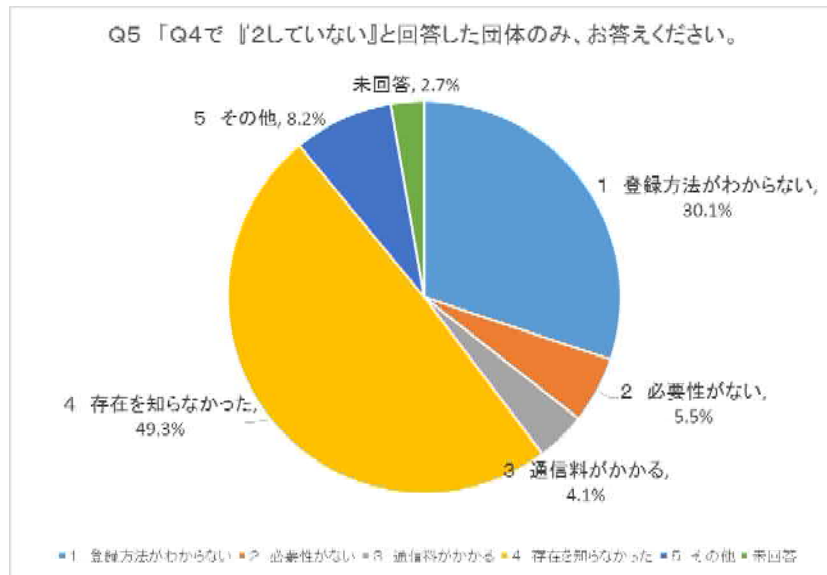
※回答数：384

一方で、「Q4 貴団体員若しくは代表者は、安心安全情報メール「かすかべ」(以下、「安心安全メール」という。)を登録していますか。」という設問では、「登録していない」が50.7%、「Q5 安心安全メールを登録していない一番の理由は何ですか。」という設問では、「存在を知らなかった」が49.3%、「登録方法がわからない」が30.1%という結果となりました。

「犯罪・防犯情報の迅速な提供」のための貴重なツールである、安心安全情報メールが有効活用されていないことが判明したため、市民の防犯意識をより一層強化させ、自主的に防犯活動の実施及び防犯情報を取得するようなソフト面に関する施策の充実も必要であることがわかりました。



※回答数：144



※回答数：73

Q 6 その他、「防犯のまちづくり」に関するご意見があれば記載してください。

【回答】（抜粋・原文記載）

- ・防犯団体構成員の高齢化に対する、行政としての取組みや支援も考えていく必要を感じる。
- ・特に活動を続けてゆくには人手不足が一番の問題です。行政として出来る対策を考えてほしい。
- ・昨今の広域強盗殺人事件を鑑みると当自治会内にも防犯カメラの設置が必要ではないかと考えるが、カメラの必要な機能・使用、取り付ける場所及び費用面等についてまずどこに相談に行けばよいのかのご指導をいただければ大いに助かります。
- ・各家庭に防犯カメラやセンサーライト設置の高揚を図る。
- ・夫婦両名による会社勤めが多く、地域、子供に対しての防犯意識は非常に低く他人まかせの傾向が強い。
- ・市民への防犯意識高揚対策と強化が急務。
- ・防犯活動に参加している人が、高齢化して活動に支障をきたしている。若い人が防犯活動だけでなく、地域活動全般に参加してこないことが悩みである。
- ・公園（町内）に防犯カメラの充実（大・小関わらず）

第5章 犯罪情勢や市民意識調査における本市の課題

1 本市の犯罪情勢等に基づく現状

本市における刑法犯認知件数及び犯罪率は、平成30年以降減少傾向ですが、犯罪率を埼玉県平均と比較した場合、高い水準となっています。また、近年の本市における高齢者を狙った特殊詐欺被害件数は、高止まり傾向です。さらに、近年の本市における子どもに対する声かけ事案も高止まり傾向となり、県内の市町村においては、ワースト10位以内となっている状況です。市民に身近な犯罪は、減少傾向ですが、自転車盗を中心とした窃盗等の犯罪が大部分を占めています。

2 本市の犯罪情勢等に基づく課題

これまで、市、市民、事業者及び関係機関と連携して、地域の防犯パトロール活動や子どもの見守り活動に取り組んでいますが、「特殊詐欺被害件数」、「子どもに対する声かけ事案」は高止まり傾向にあります。また、刑法犯認知件数のうち、大部分を占める「市民に身近な犯罪」の中で特に自転車盗や侵入盗が高止まり傾向にあります。

また、自主防犯活動団体に対するアンケート（P17～P19）では、「防犯に関わる具体的取組について、今後必要だと思うこともしくはより充実させて欲しいと思うことは何ですか。」という設問において、「自主防犯活動団体への支援」、「犯罪・防犯情報の迅速な提供」との回答結果となりました。

さらに、「貴団体員若しくは代表者は、安心安全メールを登録していますか。」という設問では、「登録していない」が50.7%、「安心安全メールを登録していない一番の理由は何ですか。」という設問では、「存在を知らなかった」が49.3%、「登録方法がわからない」が30.1%、「犯罪・防犯情報の迅速な提供」のための貴重なツールである、安心安全メールが有効活用されていないことが判明する結果となりました。

また、自由記述では、「防犯団体構成員の高齢化に対する人手不足」、「市民への防犯意識高揚対策と強化が急務」等の意見があり、特に「市民への防犯意識の高揚」や「自主防犯活動団体の高齢化への対応」が必要であることが判明する結果となりました。

このことから、市民の防犯意識をより一層強化させ、自主的に防犯活動の実施及び防犯情報を取得するようなソフト面に関する施策の充実も必要であることがわかりました。

3 課題に対する重点ポイント

以上のことから、特に、「特殊詐欺被害」、「子どもに対する声かけ事案」、「自転車盗」、「侵入盗」に対する施策を講じる必要があります。また、犯罪被害を防ぐためには「犯罪を生まない環境づくり」に取り組み、地域ぐるみで情報共有や防犯活動に取り組んでいくとともに一人ひとりが規範意識を高く持つことが大切です。そのため、本計画では、次の7点を重点ポイントとして、取り組んでいきます。

特殊詐欺被害対策【重点ポイント①】

「特殊詐欺被害件数」を現状値から15%減少の33件とします。

【現状値】令和4年：39件⇒【目標値】令和9年：33件

子どもに対する声かけ事案【重点ポイント②】

「通学路における街頭防犯カメラ設置台数」を71台とします。

【現状値】令和4年度：48台⇒【目標値】令和9年度：71台

※設置台数は各年度末時点。

子どもに対する声かけ事案【重点ポイント③】

「子どもに対する声かけ事案」については、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画実施計画の施策成果指標に基づき、67件とします。

【現状値】令和4年：95件⇒【目標値】令和9年：67件

自転車盗対策【重点ポイント④】

「自転車盗」を現状値から15%減少の372件とします。

【現状値】令和4年：438件⇒【目標値】令和9年：372件

侵入盗対策【重点ポイント⑤】

「侵入盗」を現状値から15%減少の77件とします。

【現状値】令和4年：90件⇒【目標値】令和9年：77件

犯罪を生まない環境づくり【重点ポイント⑥】

「青色回転灯車防犯パトロールの実施回数」を10%増加の472回とします。

【現状値】令和4年：429回⇒【目標値】令和9年：472回

犯罪を生まない環境づくり【重点ポイント⑦】

振り込め詐欺、不審者情報等を配信する「安心安全情報メール「かすかべ」の登録者数」を10%増加の18,635人とします。

【現状値】令和4年度：16,941人⇒【目標値】令和9年度：18,635人

※登録者数は各年4月1日時点。

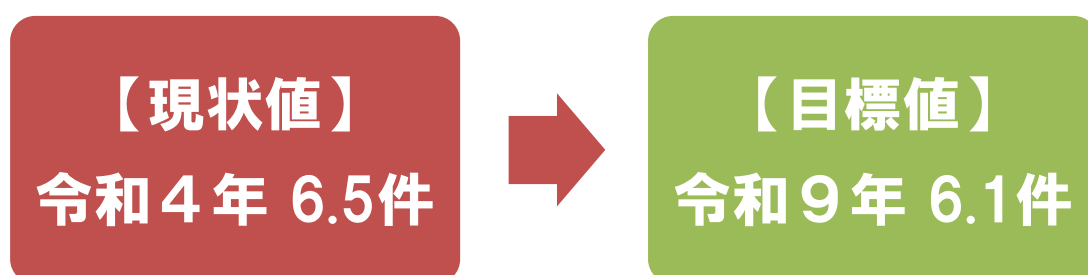
第6章 長期的な目標・これからの取組

1 長期的な目標

計画の目的である安心で安全な住みよい「犯罪のない春日部市」の実現のため、計画全体の長期的な数値目標を設定し、各種防犯のまちづくりを推進します。

【犯罪率】

令和9年の犯罪率を第2次春日部市総合振興計画後期基本計画実施計画の施策成果指標に基づき、6.1件とします。



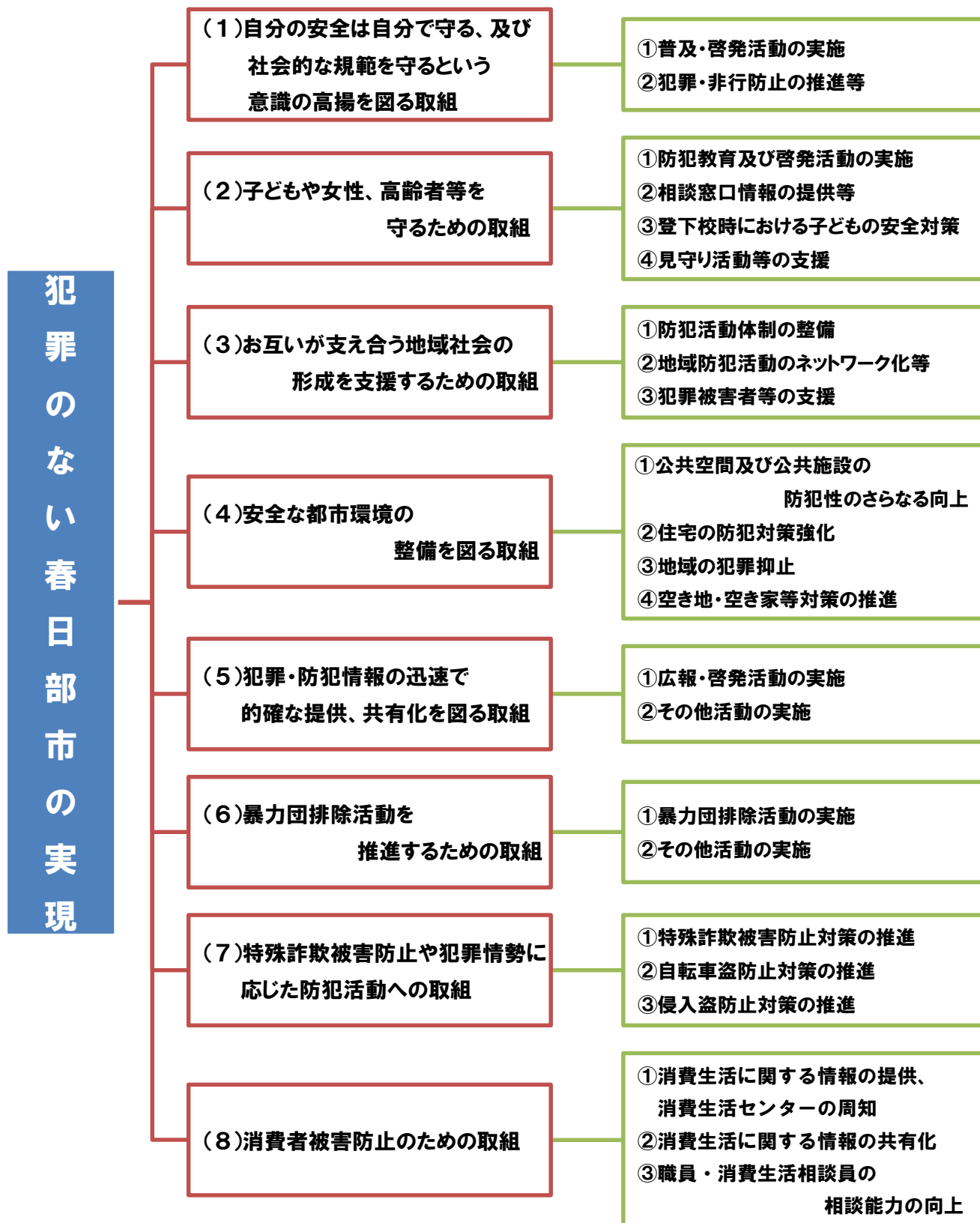
2 総合的な施策の大綱

「春日部市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、「第2次春日部市総合振興計画」、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」及び犯罪情勢や市民意識調査等を踏まえて、本計画では、次の8項目について施策を展開します。

具体的には、「春日部市防犯のまちづくり推進条例」の基本理念に沿った取組並びに「第2次春日部市総合振興計画」の現状や課題を克服する取組、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」及び「春日部市暴力団排除条例」の基本方針となっています。

- (1) 自分の安全は自分で守る、及び社会的な規範を守るという意識の高揚を図る取組
- (2) 子どもや女性、高齢者等を守るための取組
- (3) お互いが支え合う地域社会の形成を支援するための取組
- (4) 安全な都市環境の整備を図る取組
- (5) 犯罪・防犯情報の迅速で的確な提供、共有化を図る取組
- (6) 暴力団排除活動を推進するための取組
- (7) 特殊詐欺被害防止や犯罪情勢に応じた防犯活動への取組
- (8) 消費者被害防止のための取組

3 施策体系



4 主な取組と指標

(1) 自分の安全は自分で守る、及び社会的な規範を守るという 意識の高揚を図る取組

【施策の内容】

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるため、市民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」「社会的な規範やルールを守る」という意識の高揚に繋がる普及・啓発活動に取り組んでいきます。

また、児童・生徒・学生を対象にSNS及びスマートフォン利用による危険性や闇バイト問題等、各年代に応じた防犯教室や講習会等を関係機関・団体と連携して開催し、被害者にも加害者にもならないための啓発活動を実施します。

【主な取組】

① 普及・啓発活動の実施

- ☐ 警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーンや春日部市地域安全・暴力排除大会等の実施
- ☐ 公共施設への懸垂幕、犯罪・非行防止標語の掲示等
- ☐ 広報かすかべ、市公式ホームページ、市公式SNS、デジタルサイネージ（以下、「広報かすかべ等」という。）、安心安全メール、防災行政無線を活用した防犯意識の向上
- ☐ 防犯協定等の締結

② 犯罪・非行防止の推進等

- ☐ 出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催
- ☐ 児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催
- ☐ 各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施
- ☐ 自主防犯活動団体と連携した防犯パトロールの実施
- ☐ 青色回転灯車による防犯パトロールの実施

【活動指標】

「街頭啓発キャンペーンの実施回数」を32回とします。

【現状値】令和4年度：28回⇒【目標値】令和9年度：32回



【埼玉県と連携した防犯のまちづくり街頭啓発キャンペーン】



【春日部市地域安全・暴力排除大会】



【連携協力に関する基本協定を締結している
プロバスケットチームと連携した防犯キャンペーン】

（２）子どもや女性、高齢者等を守るための取組

【施策の内容】

子どもや女性、高齢者等に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、犯罪情報や被害防止対策についての普及・啓発活動や見守り活動の推進及び支援を実施します。

犯罪に巻き込まれない知識を身につけるための参加・体験型の防犯教室や研修等の開催を推進します。さらに、必要な時に相談出来る女性総合相談及び消費生活相談等の窓口の提供や充実を図ります。

また、子どもに対する見守り活動の強化や通学路の安全点検、通学路における街頭防犯カメラの増設等を行います。

【主な取組】

① 防犯教育及び啓発活動の実施

- ☐ 出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催
- ☐ 児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催
- ☐ 広報かすかべ等を活用した防犯意識の醸成
- ☐ 警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーン

② 相談窓口情報の提供等

- ☐ 女性総合相談、市民相談、人権相談、消費生活相談、犯罪被害者支援窓口、福祉総合窓口等の各種相談窓口情報の周知
- ☐ 行政職員・相談員等の各種相談窓口の相談能力の向上

③ 登下校時における子どもの安全対策

- ☐ 学校、通学路、公立保育所及び児童館等の安全点検の実施と適正な管理
- ☐ 学校、PTA、交通指導員及び自主防犯活動団体等と連携した登下校時の安全の確保
- ☐ 市職員による青色回転灯車による防犯パトロールの実施
- ☐ 学校・通学路の防犯カメラの設置

④ 見守り活動等の支援

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール用品、ボランティア保険の適用等の各種支援
- 「こどもかけこみ 1 1 0 番の家」の周知・支援
- 「うごく子ども 1 1 0 番」活動の周知・支援
- 各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施

【活動指標（重点ポイント②）】

「通学路における街頭防犯カメラ設置台数」を 71 台とします。

【現状値】 令和 4 年度：48 台⇒【目標値】 令和 9 年度：71 台

※設置台数は年度末時点。

【成果指標（重点ポイント③）】

「子どもに対する声かけ事案」については、第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画実施計画の施策成果指標に基づき、67 件とします。

【現状値】 令和 4 年：95 件⇒【目標値】 令和 9 年：67 件



【若年層の性暴力被害予防キャンペーン】



【公立保育所を対象とした防犯教室】



【通学路の防犯パトロール】



【闇バイト対策キャンペーン】



【女性に対する暴力をなくす運動】



【防犯パトロール用品（ベスト・帽子等）の支援】

（３）お互いが支え合う地域社会の形成を支援するための取組

【施策の内容】

家族や地域での絆や連携の強化及び自主防犯活動を行いやすい環境づくりを支援するための取組を行います。

市、市民及び事業者と防犯協会や警察等の関係機関が連携を強化し、防犯活動体制の充実を図り、地域ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

また、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す取組を行います。

【主な取組】

① 防犯活動体制の整備

- ☐ 自治会等の自主防犯活動に関する各種支援
- ☐ 青色回転灯車防犯パトロール活動に関する各種支援
- ☐ 「こどもかけこみ１１０番の家」の周知・支援
- ☐ 「うごく子ども１１０番」活動の周知・支援

② 地域防犯活動のネットワーク化等

- ☐ 防犯協定等の締結
- ☐ 警察及び関係機関等の連絡会議の開催
- ☐ 防犯のまちづくり推進功労者等の表彰等
- ☐ 市職員及び市民による青色回転灯車防犯パトロール活動

③ 犯罪被害者等の支援

- ☐ 犯罪被害者支援窓口の周知
- ☐ 犯罪被害者支援窓口の強化
- ☐ 犯罪被害者に対する適切な支援の推進
- ☐ 犯罪被害者支援キャンペーンの実施

【活動指標（重点ポイント⑥）】

「青色回転灯車防犯パトロールの実施回数」を１０％増加の４７２回とします。

【現状値】令和４年：４２９回⇒【目標値】令和９年：４７２回



【犯罪被害者支援キャンペーン】



【青色回転灯車防犯パトロール活動】



【青色回転灯車防犯パトロール活動】

（４）安全な都市環境の整備を図る取組

【施策の内容】

公共空間や公共施設に犯罪防止の視点を取り入れ、領域性の強化※⁹と監視性の確保※¹⁰に努め、犯罪に対する安全性を向上させます。

住宅及び地域社会において、領域性の強化と監視性の確保を高め、犯罪に対する安全性を向上させるように周知します。

また、空き地・空き家において、不審利用や放火等の危険につながらないように、所有者等に対して適正な管理するように推進します。

※ 9 「領域性の強化」

犯罪者にとって、物理的・心理的に「入りにくい」環境づくり

例 敷地に柵を設ける、道路を花で飾る等

※ 10 「監視性の確保」

普段からその場所で活動している人が、犯罪者を物理的・心理的に「見えやすい」環境づくり

例 メッシュフェンスにして外部からの見通しを良くする

例 防犯カメラ等の設置、照明環境の改善

【主な取組】

① 公共空間及び公共施設の防犯性のさらなる向上

- ☐ 防犯に配慮した道路の設置及び管理
- ☐ 防犯に配慮した駐車場・駐輪場の設置及び管理
- ☐ 防犯に配慮した公園・公衆トイレの設置及び管理
- ☐ 街頭防犯カメラの適正な管理
- ☐ 通学路における街頭防犯カメラの増設
- ☐ 公共施設への防犯カメラの設置及び管理

② 住宅の防犯対策強化

- ☐ 住宅防犯に関する情報提供
- ☐ 防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
- ☐ 侵入盗防止対策キャンペーンの実施

③ 地域の犯罪抑止

- 一戸一灯運動の周知
- 地域の安全点検、落書き消し及び違法立て看板撤去等の環境美化活動の促進

④ 空き地・空き家等対策の推進

- 放火や不審利用対策のため、所有者に対し、定期的な見回り及び適正な管理等の注意喚起を実施
- 空き地・管理不全の空き家への火災予防

【活動指標（重点ポイント②）】※再掲

「通学路における街頭防犯カメラ設置台数」を71台とします。

【現状値】令和4年度：48台⇒【目標値】令和9年度：71台

※設置台数は年度末時点。

【成果指標（重点ポイント⑤）】

「侵入盗」を現状値から15%減少の77件とします。

【現状値】令和4年：90件⇒【目標値】令和9年：77件



【街頭防犯カメラ】



【自転車施錠を促す駐輪場】



【一戸一灯運動】

（５）犯罪・防犯情報の迅速で的確な提供、共有化を図る取組

【施策の内容】

犯罪の発生状況や必要な防犯対策等に関する情報を、市民、自治会、自主防犯活動団体及び事業者等に対して、様々な手段方法を活用して広く提供します。

また、広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線等を活用し、犯罪や防犯情報の共有化を図ります。

【主な取組】

① 広報・啓発活動の実施

- ☐ 広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線を活用した情報提供
- ☐ 青色回転灯車防犯パトロール車を活用した情報提供
- ☐ 街頭啓発活動、市主催の大型イベント等を活用した情報提供

② その他活動の実施

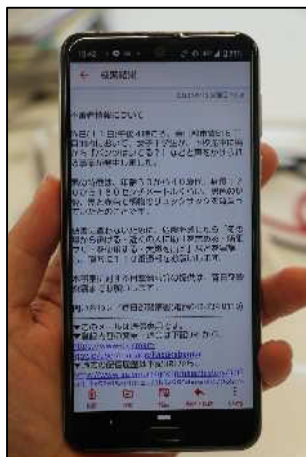
- ☐ 安心安全メールの登録に対する啓発活動
- ☐ 出前講座を活用した防犯教室の開催

【成果指標（重点ポイント⑦）】

振り込め詐欺、不審者情報等を配信する「安心安全情報メール「かすかべ」の登録者数」を10%増加の18,635人とします。

【現状値】令和4年度：16,941人⇒【目標値】令和9年度：18,635人

※登録者数は4月1日時点。



【安心安全情報メール「かすかべ」】

（６）暴力団排除活動を推進するための取組

【施策の内容】

暴力団及び暴力排除運動を展開することで、暴力のない明るい住みよいまちづくりを推進する取組です。また、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを地域全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除活動を推進します。

【主な取組】

① 暴力団排除活動の実施

- ☐ 広報かすかべ等を活用した啓発活動
- ☐ 暴力団・暴力排除意識の高揚を図る大会の開催
- ☐ 暴力団対策研修会の開催
- ☐ 暴力団の祭事からの排除
- ☐ 暴力団の公共事業からの排除
- ☐ 暴力排除推進協議会と連携した各種活動

② その他活動の実施

- ☐ 暴力団による公共施設の利用制限
- ☐ 暴力団による市営住宅の利用制限

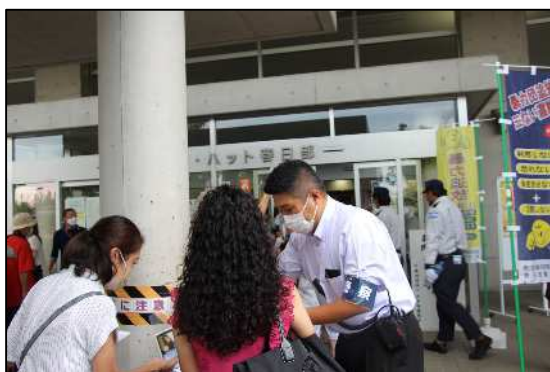
【活動指標】※再掲

「街頭啓発キャンペーンの実施回数」を 32 回とします。

【現状値】令和 4 年度：28 回⇒【目標値】令和 9 年度：32 回



【暴力団対策研修会】



【大相撲春日部場所での暴力排除キャンペーン】



【祭事における暴力団排除活動】



【春日部市地域安全・暴力排除大会】

（７）特殊詐欺被害防止や犯罪情勢に応じた防犯活動への取組

【施策の内容】

高齢者等を狙った特殊詐欺の被害を防止するため、本人及び家族を通じた注意喚起や防犯知識の浸透、特殊詐欺対策機器を普及促進する取り組みを実施します。

また、地域の犯罪情勢に応じ、多発傾向にある犯罪や最も多くの被害が発生している自転車盗を中心に、犯罪発生情報の発信及び被害を防止するために必要な防犯知識の浸透、犯罪を起こさせにくい環境づくりを推進します。

【主な取組】

① 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ☐ 特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施
- ☐ 出前講座を活用した防犯教室の開催
- ☐ 特殊詐欺対策機器の普及活動
- ☐ 自主防犯活動団体と連携した防犯モデル地区キャンペーンの実施

② 自転車盗防止対策の推進

- ☐ 自転車の施錠及び駐輪場の適正利用の普及活動
- ☐ 自転車盗防止キャンペーンの実施
- ☐ 出前講座を活用した防犯教室の開催

③ 侵入盗防止対策の推進

- ☐ 住宅防犯に関する情報提供
- ☐ 防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
- ☐ 侵入盗防止対策キャンペーンの実施

【成果指標（重点ポイント①）】

「特殊詐欺被害件数」を現状値から 15%減少の 33 件とします。

【現状値】令和 4 年：39 件⇒【目標値】令和 9 年：33 件

【成果指標（重点ポイント④）】

「自転車盗」を現状値から 15%減少の 372 件とします。

【現状値】令和 4 年：438 件⇒【目標値】令和 9 年：372 件

【成果指標（重点ポイント⑤）】※再掲

「侵入盗」を現状値から 15%減少の 77 件とします。

【現状値】令和 4 年：90 件⇒【目標値】令和 9 年：77 件



【年金支給日における特殊詐欺被害キャンペーン】



【敬老の日における家族を通じた特殊詐欺被害防止キャンペーン】



【駐輪場における自転車盗対策キャンペーン】

【侵入盗対策防犯キャンペーン】

（８）消費者被害防止のための取組

【施策の内容】

加齢等により判断能力が低下しているとされる高齢者だけでなく、判断能力が低い児童・生徒等の若年者に対しても消費生活に関する情報を提供し、消費者被害を未然に防止する取組を実施します。

また、消費生活センターの存在・役割を周知し、早期の相談につながるとともに、消費者被害にあった際にも、相談者に寄り添った対応をします。

【主な取組】

① 消費生活に関する情報の提供、消費生活センターの周知

- ☐ 広報かすかべ等を活用した啓発活動
- ☐ 関係機関と連携を取った情報の提供
- ☐ 啓発活動に合わせた消費生活センターの周知
- ☐ 市内大学における啓発活動
- ☐ 市主催の大型イベントでの啓発活動
- ☐ 消費生活センターの相談窓口等の周知



【出前講座を利用した

消費生活に関する講話】

② 消費生活に関する情報の共有化

- ☐ 広報かすかべ等を活用した消費生活センターの周知
- ☐ 消費者ホットライン「１８８（いやや）」の周知
- ☐ 出前講座を利用した消費生活に関する講話の開催

③ 職員・消費生活相談員の相談能力の向上

- ☐ 行政職員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- ☐ 消費生活相談員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- ☐ 出前講座等で講話することで伝える力の研鑽を図る



【消費者庁 消費者ホットライン
１８８イメージキャラクター イヤヤン】

【成果指標】

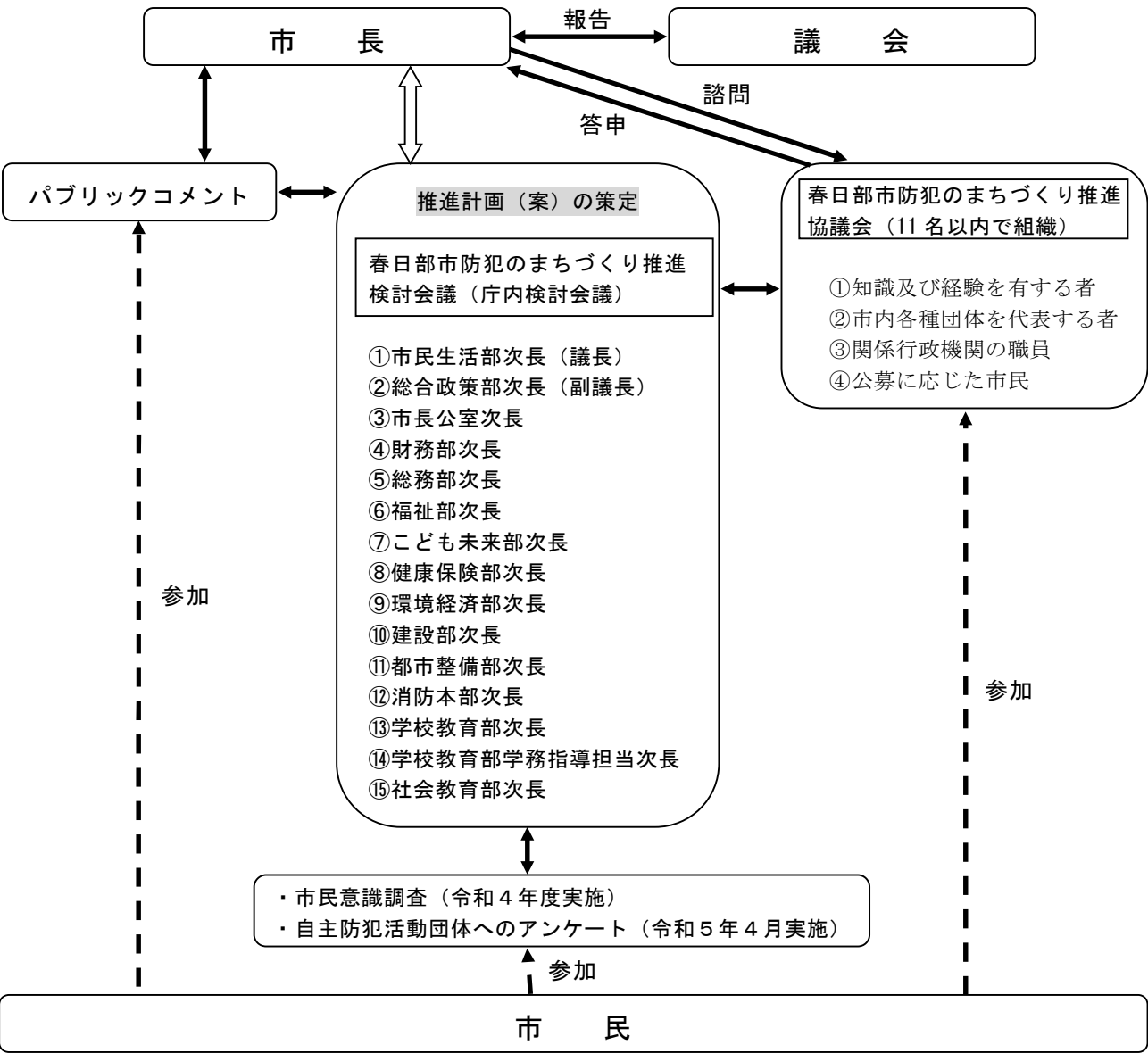
消費生活相談の結果、問題解決の契機及び解決に至った割合を 75.0% とします。

【現状値】 令和４年度：67.3%⇒【目標値】 令和９年度：75.0%

參考資料編

参考資料 1 策定体制

春日部市防犯のまちづくり推進計画策定体制



参考資料２ 春日部市防犯のまちづくり推進条例

（目的）

第１条 この条例は、防犯のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、もって安心して安全な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 防犯のまちづくり 地域社会において犯罪が起きにくい環境を整備することをいう。
- （２） 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- （３） 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （４） 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- （５） 市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等をいう。
- （６） 関係機関 市の区域を管轄する警察及び市内において犯罪の防止に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第３条 防犯のまちづくりは、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）のもとに、推進されなければならない。

- （１） 自分の安全は自分で守るという意識の高揚を図ること。
- （２） 社会的な規範を守るという意識の高揚を図ること。
- （３） 市、市民等及び関係機関が密接な連携を図りながらお互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- （４） 安全な都市環境の整備を図ること。

（市の責務）

第４条 市は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２ 市は、防犯のまちづくりのために必要な事項の把握に努め、防犯のまちづくりの推進に関する施策に反映させるものとする。

（市民の責務）

第５条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯意識及び規範意識を高め、地域における犯罪の防止に関する活動（以下「防犯活動」という。）に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（土地建物所有者等の責務）

第７条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地又は建物その他の工作物に犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画）

第8条 市長は、防犯のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 防犯のまちづくりの推進に関する長期的な目標

（2） 防犯のまちづくりの推進に関する総合的な施策の大綱

（3） 前2号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市防犯のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

（国、県等との連携）

第9条 市は、国、県等と連携して、防犯のまちづくりの推進に努めるものとする。

（春日部市防犯のまちづくり推進協議会の設置）

第10条 防犯のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、春日部市防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第11条 協議会は、市長の諮問に応じ、防犯のまちづくりの推進に関する事項を調査審議する。

（組織）

第12条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 知識及び経験を有する者

（2） 市内各種団体を代表する者

（3） 関係行政機関の職員

（4） 公募に応じた市民

一部改正〔平成23年条例22号〕

（任期）

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第14条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第16条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第17条 協議会の庶務は、市民生活部くらしの安全課において処理する。

一部改正〔平成25年条例9号・30年6号・令和5年5号〕

(協議会の運営)

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成23年12月16日条例第22号）

この条例は、平成24年6月20日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料3 春日部市防犯のまちづくり推進協議会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、春日部市防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、副会長と連携しながら、効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、積極的に審議に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(欠席等の届出)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻をするときは、あらかじめその旨を議長に届け出なければならない。

(議題の宣告)

第5条 会議に付する事案を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(事案の説明及び質疑)

第6条 会議に付する事案は、事務局職員の説明を聞き、委員の質疑があるときは質疑の後、会議に諮るものとする。

2 議長は、簡易若しくは異議がない事案と認めるときは、前項の規定にかかわらず、説明及び質疑を省略することができる。

(発言の許可等)

第7条 委員の発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(表決)

第8条 会議に付した事案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 表決の方法は、挙手によるものとし、議長は表決の結果をただちに宣告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、事案について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

(議事の継続)

第9条 延会、中止又は休憩のため事案の議事が中断された場合において、再びその事案が議題となったときは、前の議事を継続するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、春日部市市民生活部くらしの安全課とする。

(準用)

第11条 会議の公開及び傍聴並びに会議録の作成に係る事項については、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成30年3月30日制定）の例による。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

(春日部市防犯のまちづくり推進協議会会議運営要領の廃止)

2 春日部市防犯のまちづくり推進協議会会議運営要領（平成30年8月1日制定）は、廃止する。

参考資料４ 春日部市防犯のまちづくり推進協議会委員

任期：令和４年６月２８日～令和６年６月２７日

(敬称略)

No.	選任区分	団 体	役 職	団体から推薦を受けた者	備考
1	1号委員 (知識及び経験を有する者)	共栄大学	教 授	須田 和也	
2	2号委員 (市内各種団体を代表する者)	春日部市自治会連合会	会 長	時田 美野吉	
3		春日部市青色回転灯車 防犯パトロール推進会	会 長	煤原 勝幸	
4		春日部市青少年育成 推進員協議会	幸松地区代表者	佐藤 明子	
5		春日部商工会議所	監 事	金重 一夫	
6		庄和商工会	理 事	東 英司	
7	3号委員 (関係行政機関の職員)	埼玉県警察春日部警察署	生活安全課長	春木 裕成	令和５年９月１３日まで
8		埼玉県警察春日部警察署	生活安全課長	竹原 聡人	令和５年９月１４日から
9		埼玉県東部地域振興センター	県民生活担当部長	竹内 和幸	
10		春日部市小学校長会	宮川小学校長	田矢 真理	
11	4号委員 (公募に応じた市民)			藤田 亜春	
12				新保 栄治	

参考資料5 春日部市防犯のまちづくり推進検討会議要綱

(設置)

第1条 市における防犯のまちづくりに関する施策の推進のため、春日部市防犯のまちづくり推進検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 社会的規範意識の高揚に関すること。
- (3) お互いが支え合う地域社会の形成に関すること。
- (4) 安全な都市環境の整備に関すること。
- (5) 防犯のまちづくり推進計画に関すること。
- (6) その他検討会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 議長は、市民生活部次長をもって充てる。
- 3 副議長は、総合政策部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、検討会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、議長が招集する。

- 2 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 検討会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民生活部くらしの安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(春日部市防犯のまちづくり推進検討会議要綱の廃止)
- 2 春日部市防犯のまちづくり推進検討会議要綱（平成30年6月5日要綱第269号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室次長	財務部次長	総務部次長	福祉部次長	こども未来部次長
健康保険部次長	環境経済部次長	建設部次長	都市整備部次長	消防本部次長
学校教育部次長	学校教育部学務指導担当次長	社会教育部次長		

参考資料6 春日部市防犯のまちづくり推進検討会議委員

No.	役職	職名	氏名	備考
1	議長	市民生活部次長	川村 明	
2	副議長	総合政策部次長	野本 昇	
3	委員	市長公室次長	阿久津 公彦	
4	委員	財務部次長	高山 宏一	
5	委員	総務部次長	斎藤 稔	
6	委員	福祉部次長	折原 武志	
7	委員	こども未来部次長	野口 勉	
8	委員	健康保険部次長	松本 英彦	
9	委員	環境経済部次長	角田 学	
10	委員	建設部次長	榊原 則之	
11	委員	都市整備部次長	福井 聖士	
12	委員	消防本部次長	手崎 寛	
13	委員	学校教育部次長	成塚 淳一	
14	委員	学校教育部学務指導担当次長	佐山 宏樹	
15	委員	社会教育部次長	佐藤 篤実	

参考資料 7 策定スケジュール

年	月日	内容
令和 5 年	4 月 14 日 ～ 5 月 19 日	自主防犯活動団体へのアンケート 【アンケート事項】 ○現在の春日部市の防犯に関する取り組みについて ○防犯に関する具体的取組について ○防犯のまちづくり推進のために、重要だと考えることについて ○安心安全情報メール「かすかべ」について ○その他、「防犯のまちづくり」に関する意見について
	6 月 20 日	令和 5 年度第 1 回春日部市防犯のまちづくり推進検討会議の開催 【議事】 ○春日部市防犯のまちづくり推進計画令和 5 年度事業実施計画について（報告） ○第 4 次「春日部市防犯のまちづくり推進計画」の策定について
	6 月 29 日	令和 5 年度第 1 回春日部市防犯のまちづくり推進協議会の開催 【議事】 ○春日部市防犯のまちづくり推進計画令和 5 年度事業実施計画（報告）
	7 月 28 日	第 4 次春日部市防犯のまちづくり推進計画策定の基本方針の決定
		令和 5 年度第 2 回春日部市防犯のまちづくり推進検討会議の開催 【議事】 ○第 4 次春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定方針等について（報告） ○第 4 次春日部市防犯のまちづくり推進計画（草案）について
	8 月 9 日	令和 5 年度第 2 回春日部市防犯のまちづくり推進協議会の開催 【諮問】 ○春日部市長による諮問 【議事】 ○第 4 次春日部防犯のまちづくり推進計画について（報告） ○第 4 次春日部防犯のまちづくり推進計画（草案）について
	9 月 21 日 ～ 9 月 28 日	春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定について（依頼） ○素案の送付及び意見募集 ※庁内各課及び防犯のまちづくり推進検討会議委員
	9 月 21 日 ～ 10 月 5 日	春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定について（依頼） ○素案の送付及び意見募集 ※防犯のまちづくり推進協議会委員
	10 月 3 日	令和 5 年度第 3 回春日部市防犯のまちづくり推進検討会議の開催 【議事】 ○第 4 次春日部市防犯のまちづくり推進計画（素案）について
	11 月 17 日	第 4 次春日部市防犯のまちづくり推進計画（素案）の基本方針の決定

令和6年	11月21日	令和5年度第3回春日部市防犯のまちづくり推進協議会の開催 【議事】 ○第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画（素案）」について
	12月1日 ～ 1月4日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
	1月11日 ～ 1月19日	令和5年度第4回春日部市防犯のまちづくり推進検討会議の開催（書面開催） 【議事】 ○第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画（案）」に対する 市民意見提出手続結果について
	1月25日 ～ 2月2日	「市民意見提出手続結果（案）」及び「答申（案）」の御意見について（依頼） ○「市民意見提出手続結果（案）」及び「答申（案）」の送付及び意見募集 ※防犯のまちづくり推進協議会委員
	2月13日	令和5年度第4回春日部市防犯のまちづくり推進協議会の開催 【議事】 ○第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画（案）」に対する 市民意見提出手続結果について ○第4次「春日部市防犯のまちづくり推進計画（案）」について ○答申（案）について ○令和6年度事業実施計画（案）について 【答申】 ○春日部市防犯のまちづくり推進協議会会長による答申

参考資料8 諮問について

春く発第441号

令和5年8月9日

春日部市防犯のまちづくり推進協議会

会長 須田 和也 様

春日部市長

岩 谷 一 弘



春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定について（諮問）

第4次春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定のため、春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）第8条第3項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。なお、調査審議期間は、令和5年度中とします。



参考資料9 答申について

令和6年2月13日

春日部市長 岩谷 一 弘 様

春日部市防犯のまちづくり推進協議会
会 長 須 田 和 也

春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定について（答申）

令和5年8月9日付け春く発第441号で諮問のありました春日部市防犯のまちづくり推進計画の策定について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨を答申します。

なお、策定過程における協議会での主な意見等は以下のとおりです。適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見 等

本協議会は、春日部市が提示した草案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議を行った。

審議の過程では、主に「東部地域と市の犯罪情勢」、「市民意識調査」及び「自主防犯活動団体に対するアンケート結果」などを踏まえ、本市の犯罪情勢を把握するとともに、課題の整理を行った。

今回、課題への対策等として、「特殊詐欺被害対策」、「自転車盗対策」、「侵入盗対策」、「子どもに対する声かけ事案」及び「犯罪を生まない環境づくり」の以上5点を重点ポイントとし、安心で安全な住みよい地域社会の実現に向け、市、市民、事業者及び警察等の関係機関が一体となり、各種取り組みを積極的かつ、効果的に進められたい。





春日部市

春日部市防犯のまちづくり推進計画

発 行	春日部市
	〒344-8577 春日部市中央七丁目 2 番地 1
電 話	048 (736) 1126 (直通)
編 集	市民生活部 くらしの安全課
